

会議名	R4年度第一回事故防止対策会議				作成日	2022年7月30日	
日時	2022年7月26日	10:00	～	12:00	作成者(回覧時戻り)	管理	
			～		場所	東光台営業所	
テーマ	夏の交通安全県民運動 道交法の改定について プラス1 意見要望等			資料	レジュメ		
出席者 および回 覧範囲	管理	3名				確認印	
	乗務員	11名				委員長	チーフ
議事	<b>1・夏の交通安全県民運動</b> ①歩行者の保護 横断歩道は歩行者優先のため、道路標識であるダイヤモンドがある場所では先の横断歩道に十分注意し、走行する際は、徐行もしくは一時停止をし安全な走行を心掛けること。 殴打いい歩道のない交差点においても歩行者優先の意識を忘れず譲り合いの意識を持ちましょう ②妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 事業用自動車の運転に携わる者は周囲の手本となる運転を心掛けてください。 ゆとりを持ち、周囲の確認を怠らないこと。 ③自転車の安全利用について 自転車においてもながら運転や歩道の走行等は禁止です。						
	<b>2.道交法の改定について</b> ①運転技能検査の導入 75歳以上で一定の交通違反歴があるものは、免許更新時に運転能力を確かめる実技が義務付け						
備考							

会議名	R4年度第一回事故防止対策会議	日時	2022年7月26日
議事	<p>られている。不合格時は運転免許証を更新できません。</p>		
	<p>②安全運転サポート車限定免許の創設</p>		
	<p>自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を備えたサポカーに限って運転できる免許証が創設される。</p>		
	<p>③第二種免許等の受講資格の見直し</p>		
	<p>・特別な教習を修了した者について、第二種免許、大型免許中型免許の受験資格が「19歳以上、普通免許1年以上」に緩和される。</p>		
	<p>・21歳に達するまでの間に違反点数が一定の基準に達した場合、受講が義務付けられる。また、受講後再び基準に達した場合特例を受けて取得した免許は取り消しされる。</p>		
	<p><b>3. プラス1</b></p>		
	<p><b>ゲリラ豪雨発生時の対応等</b></p>		
	<p>アンダーパス等海拔の低いところを走行する際は冠水が起きている可能性があるため、基本的には避けて走行すること。ハザードマップや電光掲示板等を十分に活用してください。</p>		
	<p><b>4. 意見要望等</b></p>		
	<p>乗務員からの意見要望はこの会議では挙げられなかった。</p>		
	<p><b>5. その他</b></p>		
	<p>7/26現在 乗務員の4回目コロナワクチン接種状況</p>		
	<p>接種済み 1名 予約済み 2名 未接種 10名</p>		
	<p style="text-align: right;">フォローアップ</p>		
	<p style="text-align: right;">7/27 乗務員2名</p>		